

安全活動を積極的に実施しよう！

全国安全週間が、6月の準備期間を経て、いよいよ本期間です。
本期間中の活動を積極的に行い、職場の一人一人が「安全」を意識して頂きたいですね。



外部講師による社内研修

安全委員会の活動状況を振り返り今後の課題と対策を検討しよう

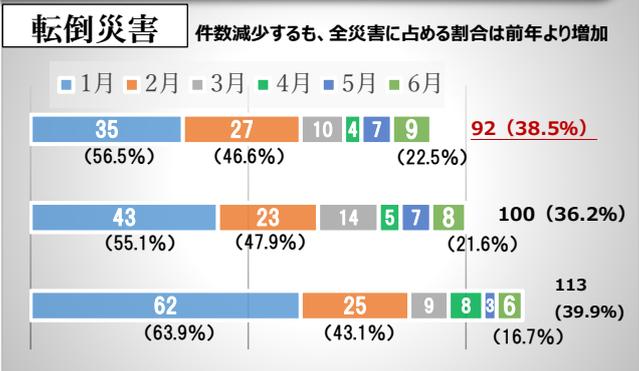
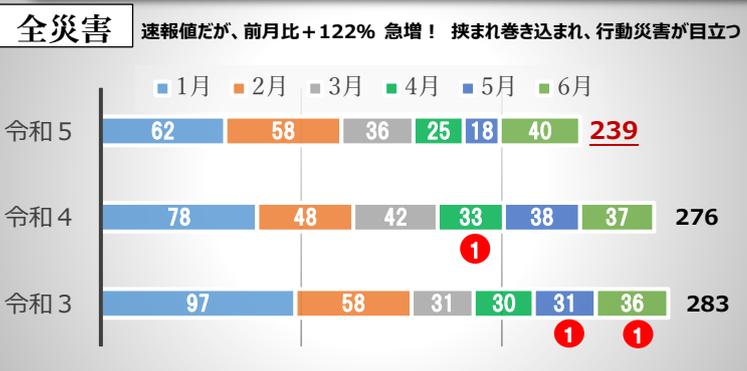
リスクアセスメント改善目標

安全パトの結果

スローガンの掲示
ポスターの掲示

すべての職場で安全点検、リスクアセスメントを実施しましょう！

盛岡監督署管内の労働災害発生動向（6/30速報値）



熱中症予防対策 「暑熱順化」はバッチリですか？！

熱中症を防ごう!!

暑さになれる ▶ 早く汗が出る ▶ 体温上昇 STOP

予防には「暑熱順化」スイッチ ON/OFF

身体が暑さに慣れていないと、気温が高くない時期でも熱中症になってホント？

知りたい方は、下記ガイド P42 参照

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け

働く人の今すぐ使える **熱中症ガイド**

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場における熱中症予防

熱中症を防ぐ3つの注意点

- 前日のチェック
 - 仕事前日の飲酒は控えめに
 - ぐっすり眠る
 - 熱中症警戒アラートの確認
- 仕事前のチェック
 - よく服れたか
 - 食事をしたか
 - 体調は良いか
 - 二日酔いしていないか
 - 熱中症警戒アラートの確認
- 仕事中のチェック
 - 単独作業を避け、声をかけ合う
 - 監督者は現場のバトロール
 - 水分・塩分の補給
 - こまめに休憩

熱中症の見分け方と「命を救う」応急手当

いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

すぐに119番

作業服を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

厚生労働省 熱中症予防のための情報・資料サイト

熱中症予防のための情報・資料サイト

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守る！ 職場における熱中症予防情報

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

動画で学ぶ

移動式クレーンの転倒にご注意！

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置（過負荷防止装置）を備えることが義務付けられています。〔移動式クレーン構造規格第27条〕

荷重計は、「過負荷を防止するための装置」とは認められません。

定格荷重制限装置（定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を停止する機能を有する装置）、**定格荷重指示装置**（定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警報を発する機能を有する装置）などを備えることが義務付けられています。

作業計画の作成、有資格者による作業、玉掛け用具・フックの外れ止め装置・巻き過ぎ防止装置・アウトリガーの点検等を実行しましょう。



割増賃金 適正に支払いましょう！

- 使用者は、労働者に**時間外労働、休日労働、深夜労働**を行かせた場合、法令で定める割増率（以下の表参照）により計算した**割増賃金**を支払わなければなりません。（労働基準法第37条第1項・第4項、労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る最低限度を定める政令）

割増賃金率	時間外労働	休日労働	深夜労働
	2割5分以上（※深夜に及ぶ場合は、深夜労働分を加算） （※1か月60時間を超える時間外労働については5割以上）	3割5分以上（※深夜に及ぶ場合は、深夜労働分を加算）	2割5分以上（※午後10時から午前5時まで）

割増賃金の算定

$$\text{割増賃金額} = \text{1時間当たりの賃金額} \times \text{時間外労働、休日労働、または深夜労働を行かせた時間数} \times \text{割増賃金率}$$

割増賃金の計算等に関してご不明な点は労働基準監督署にご相談ください。

労働基準法令等に関する資料はこちら



年次有給休暇の取得促進をお願いします

- 年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、一定の要件を満たした全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。〔労働基準法第39条〕
- 2019年4月より、年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、労働者の意見を確認した上で、年5日間取得させることが義務付けられています（※意見を聴かず、一方的に取得させることはできません!!）。
- 「計画的付与制度」「時間単位の付与」についても積極的に導入し、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。詳しくはホームページをご覧ください。



各種助成金も活用しよう！
お問い合わせは
岩手労働局 雇用環境・均等室へ



年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方・休み方改善ポータルサイト

自動車運転者の長時間労働解消に向け 発着荷主の皆様へ荷待ち時間の改善要請を行っています

自動車運転者の長時間労働・過労死等の解消のため、時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用されます。また、運転時間等に関する改善基準告示も改正され、今後、運転時間の短縮が進められます。

物流に大きな影響が考えられ、ニュース等では「**2024年問題**」として取り上げられておりますが、特に、恒常的な長時間の荷待ちが問題となっており、運送事業者のみでは解決が難しい課題であり、発着主・着荷主等のご協力とご理解が必要です。

このため、労働基準監督署では、荷主特別対策チームを編成し、発着荷主の皆様へ要請と働きかけを行っています。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

第2回「転倒災害防止コンテスト」以下の取組を表彰しました！



健康アプリを使ったウォーキングイベントとゴミ拾いの清掃活動を組み合わせ、運動習慣づくりと地域貢献に取り組んでいる。
【(株) タカヤ 盛岡本社】



朝礼前に、2種類のアクティブ体操を実施し、体づくりに取り組んでいる。
【(株) カガヤ 武道工場・団地工場】



高齢者の転倒災害防止のため、転倒リスク評価セルフチェックを活用し、転倒リスク評価を実施している。
【ヤマト・スタッフ・サプライ (株) 岩手支店】



通路での出会い頭に追突・転倒防止対策として「FF ミラー」を要所に設置している。（FFミラーは広角で周囲が映し出される）
【ヤマト・スタッフ・サプライ (株) 岩手支店】



トラックホームから降りる際の転倒防止対策として、階段の設置に加え、両サイドに手すりを取り付けている。
【北海道東北各鉄運輸 (株) 盛岡支店】



ホームの天井に、「天窗」を設け、更に照明を全てLEDに変更し、照度を高め、床面の視認性を向上させている。
【新潟運輸 (株) 盛岡支店】



靴底の摩耗による転倒防止のため、分かりやすく写真を添え、長靴の交換目安を周知し、注意喚起を行っている。
【(株) いわちく】



転倒災害防止などの「ワンポイントレッスンシート」の作成、掲示、日替わりで内容を変え、日々の安全意識を高めている。
【森永乳業 (株) 盛岡工場】



床面の材質の違いにより転倒リスクの高い箇所の床面に「スリップ注意」のステッカーを張り、注意喚起を行っている。
【白石食品工業 (株)】



荷台内での転倒防止のため、作業エリアの制限をラインで区画し、「注意・危険エリア」とし、注意喚起を行っている。
【西濃運輸 (株) 盛岡支店】



荷役作業での転倒・転落防止のため、「指差確認」を励行し、あおりには「あげたらロック!」の掲示により安全意識を向上。
【東北鉄道運輸 (株) 盛岡営業所】



工具類の整理整頓と合わせ、照明のLED化により視認性を高め、つまづき転倒防止に取り組んでいる。
【岩手三八五流通 (株) テクカルセター盛岡】